



生活保護費不正受給事件について

本市で生活保護費を受給していた者が、収入を隠して生活保護費を不正受給していたとして、詐欺容疑で逮捕されました。

本事件については、本市で調査を行った結果不正受給であると判断し、習志野警察署に相談の上、刑事告訴していたものです。

1. 逮捕された元受給者 : 57歳 男性
2. 逮捕日 : 令和4年11月21日(月)
3. 逮捕に至る経過 :
 - 平成24年8月 生活保護開始。
 - 平成29年6月 収入申告額に疑義が生じ調査開始。
 - 令和元年12月 生活保護廃止。
 - 令和3年9月14日 不正受給と判断し習志野警察署に刑事告訴。
4. 逮捕の内容
被疑者は就労により得た収入について虚偽の申告を行い、生活保護費1,638,884円を不正に受給した。

《宮本泰介市長コメント》

本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。

今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。

問い合わせ先
健康福祉部 生活相談課
電話 : 047-453-9205